

破天荒

教宣部

5001号

2015年

11月16日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



冬季一時金支給日 12月4日(金) 集約の方向

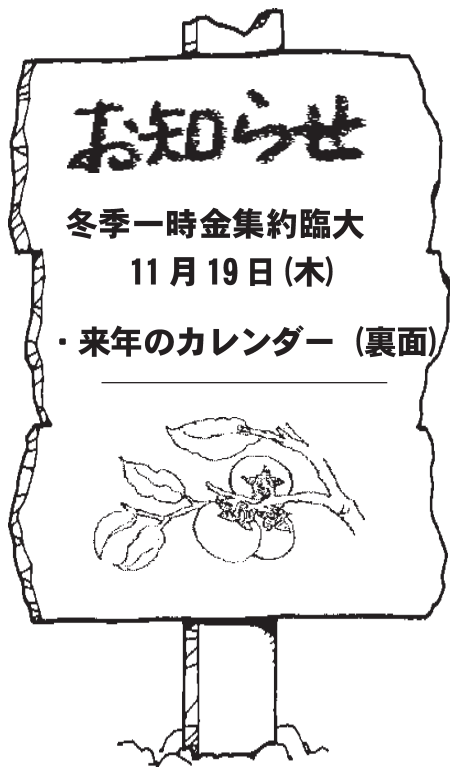
冬季一時金交渉2回、秋闘交渉5回を重ねましたが、休日以外何の前進もないまま集約することになります。従って一時金支給日は十一月四日となることが確約されました。

秋闘

山の日法制化による年間休日一日増と、十一月五日が日曜となる年は休日が一減となる年でもない条件が削除された以外の労働条件は、今秋闘での前進はありませんでした。

現行の労働条件を下げることはしないと会社は常々主張し、議事録でも協定でも「明文化すると守らなくてはならない」と会社は言います。

では「組合活動をしたこ



団体交渉で平成二六年度有給休暇取得率の発表がありました。三社で組合員七六・四%、非組合員一九・七%、計三六・〇%(電子は三・八%)と低い数値でした。全国平均が約五%ですからそれより一四%もダウンです。

先日、化学一般の集会でこの数値を発表すると、「低く」と言われ再認識しました。

それで各支部で有給の取得率を向上させる手法を聞く例え、半年間に三日は有給休暇を取るよう指導し、半年のカレンダーにその日を記入してもらう。そうすれば職場でもその人がいつ休むか事前に分かり仕事の段取りも組めて、またその人も職場に迷惑をかけず休みやすくなる。

なるほどと思いました。化学一般の職場はラインで働く現場が多いのでこの方法がベストですが、竹中ではどうでしょうか。竹中でも有給の取得率アップに心掛けないと、メンタルや身体にストレスが溜まって、仕事の効率低下や疾病の原因にならないかと心配しています。

低い有給取得率

一時金

とをもって不利益な取扱い「はしない」という法律にも書いてあるような条項の復活を求めても「法は守るが明文化できない」ともいいます。この二枚舌の思惑に何かがあるかが問題なんです。

各社の計算式による支給月数を運用し始めて二十年ほどでしょうか、ある意味対応に一貫性があると交渉する側にも安心感はありません。しかし、リーマンショックの年のように「想定外の赤字」だからという理由で夏一・二五か月、冬一・七五か月という年もあったことを忘れることはできません。

要求 「今ある良い制度に慣れると、もっともつと不満が出てくる」と思っておられるのかも知れませんが、私たちは良い制度については評価しているし感謝もしています。

未だに「あるべき論」が分からないのですが、私の理解は「あるべき姿」にエンジ化です。合っていますか。さて、タケツクスビジネス二ユースの「適正価格は動かしてはならない」を当然のことやと思いつつながら拝読しました。しかし、競合他社があり、お客様の意見もあり、果たして現場の営業マンの声はどうなのか気になるところです。理想論では：の声もありそう。 「採算が合わない商売はない」「適正価格を逸脱し価格の安売りだけはしてはならない」会社は商品を適正価格で売って商売する。適正価格は商品の価値の対価である。なるほどです。

別紙

2016年（平成28年）カレンダー

1月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2							1	2
	3	4	5	6	7	8	9		3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16		10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23		17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30		24	25	26	27	28	29	30
31							31								
2月	日	月	火	水	木	金	土	8月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13		7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20		14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27		21	22	23	24	25	26	27
	28	29							28	29	30	31			
3月	日	月	火	水	木	金	土	9月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5						1	2	3
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24
	27	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	
4月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2								1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
5月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31						27	28	29	30			
6月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4						1	2	3
	5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31

※夏季休暇2日間（7月、8月の範囲内で自由消化）